

令和 3 年 第 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 2 月 9 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長事務取扱教育長	千葉孝
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 3 年第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 1 名の方から傍聴の申出がございますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。庭野委員と古巻委員にお願いをいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議に参ります。 初めに、第 4 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び教育重点施策についてを審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	では、ご説明させていただきます。お手元には、教育目標・基本方針（案）また令和 3 年度教育重点施策（案）それぞれお示しをさせていただいたところでございます。 今回お示しさせていただいた資料には、修正箇所を赤字で表記をしております。今回修正した箇所につきまして、まずお話やご説明をさせていただきますが、全体的な修正事項について、お話しさせていただきます。 全体的に今回修正をした事項といたしましては、語句の統一を図ったところがございます。例えば、平仮名と漢字の表記が、この中で混在しているようなものがございます。例えば、「様々」、「育む」、「健やか」、そういったものがそれにあたります。併せて、「推進する」や「推し進める」などのように、同じ意味の表現を違う形で使っている部分があったので、これを統一させていただきました。 もう一点が、SDGs の取扱いに関する部分でございます。江戸川区の施策につきましてもそうでございますし、江戸川区教育委員会の事務事業の点検評価でも、この SDGs に関する表記をさせていただいたところがございますが、資料の一番裏のところでございますが、こちらに、SDGs についてお示しをさせていただきました。17 の目標のうちの 4 番目、「質の高い

	教育をみんなに」これはまさに教育施策の全体にあたるものだと思いますが、それ以外の項目につきましても、教育目標・基本指針の様々な部分で、この理念が反映していると捉えてございます。そこで、このような全体にかかるような形で表記をさせていただきました。 続いて、個別の修正箇所について、ご説明をさせていただきます。全部で3点でございます。 1点目が、今ご覧いただいております、教育目標・基本指針の3ページをご覧ください。基本指針の3ということで枠を囲ってあるところでございますが、「幼児・」というところを赤字で追加をさせていただいているところでございます。「学びを支える教育環境の整備」という中で、これまでも小学校、中学校だけではなく幼稚園というところも、区立幼稚園ございますので、そこも対象になるであろうということで、今回、「幼児・」というところを追加させていただきました。 続きまして、もう一つの資料でございます、令和3年度教育重点施策、こちらの5ページをご覧ください。 重点施策ということで、丸印で幾つか項目ございますが、そのうちの上から二つ目、「職場体験」の後ろに括弧で「チャレンジ・ザ・ドリーム」ということで追加をさせていただいたものでございます。こちらは、江戸川区の職場体験事業として、具体的な名称を含めさせていただいたものでございます。 また、このページの下から二つ目の丸印のところで、「学校・行政」と書いてございますが、従前は「学校等・教育委員会」という表記でございました。ここは教育委員会にとどまらず、行政全般がこの連携にあたる必要があるということで、「学校・行政」という形で表記を改めさせていただいたところでございます。 その他の赤字の部分につきましては、先ほど申し上げた、表記の統一に関する部分でございます。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
庭 野 委 員	私からお伝えしておいた点が改善されていきましたので、よく見ていただいたなというふうに思っております。 一つお聞きしたいのは、重点施策のところなのですが、項目が丸で示されておりますけれども、令和3年度、新しく一つ項目を起こすとかというも

	のが見当たらないのですけども、これは今年度、これら幾つかの項目がコロナのためになかなか実施できなかったということがあって、それをしっかりやっていこうということで、新たな項目というのは増えていないのかなというふうに、私は感じるのですけども。その点はいかがでしょう。
教育推進課長	今年度実施できなかった事業、確かに、委員さんおっしゃるようによりますが、そちらにつきましても、来年度、令和3年度につきましても、引き続き、実施をしていくというところに変わりはありません。また、これまで取り組んできた様々な事業につきましても、既に、こちら重点施策と示している中で、十分読み取ることもできるという判断の上で、新しい項目は作っていないというところでございます。
庭 野 委 員	ありがとうございます。念のためですけども、今、予算審議がされていると思うのですけども。令和3年度の新しい予算づけをしてやるのも、この中にみんな含まれているというふうに考えてよろしいのですね。ありがとうございます。
教 育 長	ほかにいかがでしょう。
古 巻 委 員	まず、語句の統一の件ですが、重点施策の6ページ目、重点施策の丸が三つある一番上の丸の左側のほうに、「育み」が、ここは平仮名になっています。すみません、あらを見つけるようで。
教育推進課長	修正します。ありがとうございます。
古 巻 委 員	それと、私、あらかじめ送られてきたものをもう一度読み戻しまして、ちょっと、異論はあるかもしれませんが、私なりに思ったことが一つございます。 一つは、基本方針の2、四角で囲ってある重点施策の2ページ目ですか。この文章が、センテンスが大変長くて、ずっと頭に入って来にくかったのですね。それは、やはりセンテンスが長くて、幾つかの要素を一つの文章にまとめてあるがゆえの、これは欠陥であると思います。 具体的に言いますと、「学校等が家庭・地域との連携を一層深め、地域の教育力を活用した特色ある教育活動を展開し、高等学校、特別支援学校及び関係諸機関と連携し協力して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成

し、一人ひとりに「生きる力」を育んでいきます」と。ぱっと見た感じには、何を言っているのかというふうな思いに駆られまして、これを文章的なことを生かすとする、2行目の「教育活動を展開します」で一旦丸にして、その次は、「そして」でも「また」でもいいですけども、高等学校云々、協力して、一人ひとりに「生きる力」を育んでいきますというふうにしたほうが、多少分かりやすいのではないかなという気がいたしました。これが1点です。

それから、同じ基本方針の2の重点施策、三つ目の丸ですが。これも、「主体的に学ぶ」、括弧でもって二つ、「問い続ける」とございます。これをずっと行きまして2行目に、またこの「主体的に学び続けていく資質・能力を育むために」云々と。何しろこれ、まどろっこしい文章に思いますので、この辺は少し手を入れたほうがいいのかと。読書が大変大事だということを、ここで強調しているわけですが。例えば、「主体的に学ぶ子ども」「問い続ける子ども」を育てますと、まず切ってから、読書を通じて云々と。また、生涯にわたって主体的に学び続けていく資質云々、それもまた重複しているので、その辺のところ、ちょっと文章的にどうなのかなというふうに思います。

それから、ちょっと戻りますが、基本方針1の四角に囲った部分ですが。1行目の上の、「また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して」と。これは、できれば「児童の権利に関する条約」というのが、きちんとした固有名詞としてあるわけですので、いわゆる通称、子どもの権利条約というやつですけども。ですから、これは鍵括弧でくくってもいいのではないかなという気がします。

あとは、基本方針の4、5ページ目ですが、一番最初の上の丸のところですが。重点施策の丸の一番上のところですが。これ、よく見ますと、ため、ため、ためというのがかなり入ってきている。「日常生活において、心身の健康を保持増進するための自己管理能力を身につけ、生涯を通じて健康で活力がある生活を営むための資質や能力を育むため、家庭との連携教育を推進します」と。これも、何か非常にまどろっこしい。したがって、私はちょっと、「日常生活において、心身の健康を保持増進するための」、この「ための」は取ってしまってもいいと。「保持増進する自己管理能力を身につけ、生涯を通じて健康で活力ある生活を営むための」ではなくして、「営んでいける資質や能力を育むため」というふうに。三つある「ため」の中で、二つ「ため」取ってしまったほうがいいのかという、分かりやすいのではないかなというふうに思いました。その辺のところを感じましたので、指摘をさせていただきます。

教育推進課長	ただいまのご指摘でございますが、確認させていただきます。基本方針 1 の「児童の権利に関する条約」の部分につきましては、条文を確認した上で、正しい表記に改めさせていただきます。
古 巻 委 員	その前の教育基本法もね。
教育推進課長	全て鍵括弧をつけるかどうかというところは、確認した上で対処させていただきます。 2 ページ目でございます、「主体的に学ぶ子ども」から始まる重点施策の 3 点目でございますが。こちらにつきましては、文章を「主体的に学び続けて」というところで、同じような表現が複数回にわたって表記されているということもございますので、もしよろしければ、今のご趣旨を踏まえた上で精査をさせていただいた上で、教育長のほうに確認をさせていただくということで、そうさせていただければと思っております。 また、すみません、基本方針 2 の枠で囲ってあるところの「展開し、」を「展開します。また」というところにつきましては、ご指摘のとおりかと思っておりますので、そのように直させていただく方向で、委員の皆様がよろしければ、そうさせていただきたいと思います。 最後に、5 ページ目の「ため」が 3 カ所続いているところの 1 カ所目を取り、2 カ所目を「営んでいける」というようなふうに直すことにつきましては、委員の皆様がよろしければ、そのように修正をさせていただければと考えてございます。ご審議をよろしくお願いいたします。
教 育 長	基本方針 2 のところなのですが、確かに長いので、二つの文章にということですね。この文章の組み立てを見ると、結局、後半の部分の「子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成して、一人ひとりに「生きる力」を育てていく」と、ここが結論ですね。 その前の部分というのは、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成すること、まず一つとしては、ただ書いてありますが、特色ある教育活動を展開して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するというふうにかかる。もう一つは、いろいろな関係諸機関と連携・協力して、これもまた同じように、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するというふうには、二つがこれ、関わっているのではないかなと思うので、二つに切ってしまうと、文章の構成、変わってくるかなというふうに思うのです。

	何がいけないかというと、一つ一つにやたらいろいろなものをくっつけ過ぎているのではないかと思いますですよ。今いうように、骨だけにしたら、結局、特色ある教育活動を推進・展開し、また、それぞれの関係諸機関と連携するなどをして、子どもたちの人間性、社会性を育成して、その上で「生きる力」を育んでいくというところの、そういう構成かなというふうに思います。 古巻委員おっしゃったように、読んでいくと、だんだん最初のところがよく分からなくなってきてしまって、何を言っているか分からなくなってくるので、さっきの肉を削ぎ落とす作業も必要かなと思いました。
庭 野 委 員	私も同じように思ったことと、今の基本方針の2の重点施策の三つ目、ここの二つの文章に切ったほうがいいですよという、古巻委員さんのお話でしたけど。これも、二つのものが並んでいるのではないかなというふうに、私は読み取ったのですね。主体的に学ぶことも、問い続けることも、育てることが一つにあって。もう一つは、読書を通じて主体的に学び続けていく資質・能力を、ここは「育む」となっているのですけど。「育てる」と「育む」と、ちょっと表現が違うのですけども、ここも合わせたほうがいいのかもしれないけどね。この二つで読書科に取り組んでいきますよというふうに、私は並んでいるのだと思っていたのですけども、そうでないのかもしれないので、そのところがちょっと分からないですね。私は、「問い続ける子どもを育てるとともに」というふうな意味で受け取っていたのです。
蓮 沼 委 員	上のところで、さっき教育長がおっしゃっていたところもそうだと思うのですけど、下のところが完結する部分で、上は要するに、この手段的なものの内容なのかなと思うので、私は分かるのですけど。強いて言えば、丸三つ目のところは、主体的というふうに、また同じ言葉が出てきてしまうから、これを変えて、「自ら学び続けていく」とか、そういう形にもできるし。意味は分かると思うのです。ただ、上のところも、高等学校をはじめとした関係諸機関とか、そういう形のほうが。また高等学校、特別支援学校とただただ続いてしまうからいけないとかね。ちょっと言葉をうまく使えばすっきりするのかなということだと思いますけどね。その辺、またちょっと検討していただくと。ここでぱっと、これがいいというのが出てしまえばいいのですけど。
古 巻 委 員	これはもう、一般公開は、ホームページか何かで開示されるのですか。

教育推進課長	一般公開につきましては、通常ホームページで開示をいたしますが、令和3年度教育重点施策という、年度をうたっているものがございますので、こちらにつきましては、3年度のタイミングで開示情報を更新しています。
古 巻 委 員	それでは、一般の人が触れても分かりやすい言葉遣いのほうが、私はいいと思います。 それに関連して、これもちょっと、非常に神経質なお話になってしまうので申し訳ありませんが。子どもという表現が、語句の統一も含めてございました。中を見ると、子どもという表現と、さっき幼児、児童・生徒、あるいは児童とかという。文部科学省の教育に関する資料を見ていると、大体子どもというのは、いわゆる18歳までということで、小中で、高は入らないように聞いております。それで統一してしまうと、例えば、幼児、児童・生徒の、あえてここで教育環境の整備ということをしかり関連して、これを強調する意味で三つに分けて表現したのでしょうか。子どもでもって分かる部分と、あえて幼児、児童・生徒という、言ってみればこれ、子どもですね、この三つは。まとめて言えば。その辺の統一性とかというのは、あまり考えていないのでしょうか。どうなのでしょう。
教育推進課長	様々な解釈があろうかと思いますが、今、古巻委員がおっしゃったように、子どもといった場合に、小中というようなイメージもあろうかと思えますし。例えば、児童といった場合に、児童福祉法上の児童は18歳未満を示すなどもあります。今回、こちらでお示ししているところとしましては、子どもといったところについては、ある程度、広く捉えていく場合がございますが、幼児、児童・生徒といった場合には、幼稚園に通う子どもと小学校に通う子どもと中学校に通う子どもを、それぞれ明確に示した上で、幼児、児童・生徒という表記を使用していくものでございます。
古 巻 委 員	ということは、そのほかの子どもという表現は、幼児、児童・生徒、全部含んだ言い方で、いわゆる学校に通っていない幼児も含めてという認識でよろしいわけですね。
教 育 長	子どもといったときには、前後の文脈の中で、もう子どもと表記したほうが分かりやすい、そこにあえて児童・生徒、幼児というふうに細かく、学校とか幼稚園を意識して書く。それは、必要なところではそういう言い方をす

	るし、そっくりまとめて子どもとする場合もあります。
古 巻 委 員	送られてきたものをじっくり見てしまったものですから、何かそんな細かいところが引っかかって、すみませんでした。
蓮 沼 委 員	改めて、じっくり見させていただいて、SDGsも載せていただいて、とてもすばらしいなと思ったのだけど。教育目標で太字になっていますけども、「こころ豊かにたくましく教育の江戸川区」というスローガンはとてもいいですね。江戸川区は、どちらかという福祉である意味で評判がいいですけども。やはり、「江戸川区、福祉もいいけど、教育も充実しているよねと。子育てしやすく、学校もしっかりやって面倒見よくて」なんて言われるととてもいいなと思っています。ただ、お題目だけではなくて、しっかりやっていかなければいけないですが、こういうのを大事にしていきたいなと思います。
教 育 長	他にございませんか。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第4号議案は決定ということでよろしいですか。今、話出ました部分の訂正などは、御一任いただきまして、決定という形にしたいと思います。 次に、第5号議案、江戸川区指定無形文化財保持者の認定解除及び指定解除についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	ご説明いたします。お手元には、告示の案を資料としておつけさせていただきました。 こちらにお示しさせていただきましたように、江戸川区文化財保護条例第7条第4項の規定に基づき、別表の江戸川区指定文化財の保持者の認定を解除し、指定を解除するものでございます。 下段の別表をご覧ください。名称といたしましては、「無形文化財・工芸技術 切子」でございます。今回、保持者本人の死亡の届出がございました。これによりまして、保持者本人の認定の解除を行います。併せて、この「指定無形文化財 切子」、保持者がこれによりまして皆無となりましたことによりまして、文化財の指定の解除も併せて行うというものでございます。

	議決をいただいた後に、こちらの案に基づきまして、告示を行う予定です。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
蓮 沼 委 員	この方は亡くなったけど、ほかに同じような技術の方、何人かいるのですよね。
教育推進課長	切子ということで、指定無形文化財として登録されている方は、この方お一人です。もちろん、切子の技術を持って活動されている方は、ほかにもいらっしゃいます。
庭 野 委 員	お幾つで亡くなられたのですか。
教育推進課長	満 8 6 歳でございます。
石 井 委 員	ほかにもこの技術を持った方がいらっしゃるということなのですが、そうすると、このように指定を受けるためには、この先どういうプロセスを経ることが必要なのでしょうか。
教育推進課長	そういった技術を持った方が活動されているというところはございます。そういった状況につきましては、文化財係の学芸員が担当しておりますが、文化財保護審議会の委員の皆様にもそういったことを紹介させていただいた上で、委員の皆様のご審議の中で、これは指定に値する、登録に値するというものがございましたら、審議会の議決をもって、そういった形の手続を行っていくというものでございます。
石 井 委 員	例えば、ご本人が「私の技術は大したものなのだよ。認めてよ」という、そういう申請も可能なのでしょうか。
教育推進課長	文化財の指定自体は、ご本人からの申請ということではなくて、保護審議会の中で決定するものでございますが、そのための情報として、ご本人から情報をいただいたものについては、もちろん、しっかり確認をした上で対処しております。

石 井 委 員	ありがとうございます。
庭 野 委 員	今お話あったように、この方がお亡くなりになっても、切子の技術が絶えることはないと思うのですが、ぜひ無形文化財になるような方を育てるようなことも続けていただきたいと思います。
教 育 長	一つ確認なのですが、そうすると、これはあくまでも江戸川区の指定文化財としての切子というものが、今まで指定文化財になっていたけれども、保持者の方が亡くなったということで、切子というのが指定文化財から外れるということですね。先ほど来、話があるように、実際、切子をされている方は江戸川区でもいらっしゃる、何人かいらっしゃるのですが、江戸川区としては、指定文化財の中に切子という分野がなくなったということになるのですよね。分野を指定するのですよね。それを持っている方がこの方だという、そういうつながりなのですよね。
教育推進課長	無形文化財というのは、おっしゃるように分野を指定しますが、分野を指定するのに合わせて、保持者ないしは所持団体、分野ないしは活動団体をセットで指定しており、活動だけを登録するわけではないです。
石 井 委 員	そうすると、一つの分野に対して複数の人が入っているという、そういうケースもあるのでしょうか。
教育推進課長	ございます。例えば、切子という分野に対して、所持者が複数名いるということとはございます。その場合には、お一人お亡くなりになっても、分野としては残るという形でございます。
石 井 委 員	そうしたら、江戸川区としては、「この分野は文化財として残しておきたいよね」ということを前もってお考えいただいて、例えば複数グループ、複数名を推薦等々していただけることが、これから先、重要なのではないのでしょうか。さもないと、分野と人をセットで改めて考えるということは、やり方として、作業として、結構大変なことにもなるかな、なんて思いまして。
教 育 長	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、他になれば、第5号議案は原案のとおり決定ということによりよろしいでしょうか。

	ナウウイルス感染防止対策を施した上で開催をしたいというものでございます。以下、予算書並びに役員の名簿をつけさせていただきました。
教 育 長	ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
石 井 委 員	役員の名簿がありますが、ここの顧問に出ていらっしゃる方は、あの大地讃頌の佐藤眞先生ですか。はい、ありがとうございます。
古 巻 委 員	人数ですけども、何人ぐらいの規模なのですか。
教育推進課長	実際に活動する団員の数につきましては、１４名ということでお伺いしてございます。少年少女オーケストラの団員が、今現在、１４名ということでございます。
古 巻 委 員	この１４名でこの２日間ということではないですね。
教育推進課長	申し訳ございません。現在、少年少女オーケストラについては、団員１４名でございますが。こちらは、年々団員の数が減ってきているということでございまして、新しい団員を確保するため、活動を知っていただきたいということで、今回行う行事でございます。こちらにつきましては、今回、最大５０名ということで、計画としては行っていくというふうにお伺いしてございます。今回のオーケストラ教室の参加者、募集する人数としては、５０名までということでお伺いしてございます。
教 育 長	楽器体験という話がありますけど、決して初心者の方を募集するのではなくて、やはり、やっている方ですよ。別に一から手取り足取り教えてくれて、このオーケストラに参加してもらおうということではなく、やはり、ある程度やっている子どもを発掘したいということだと思ふのですけれど、そうですね。
教育推進課長	おっしゃるとおりでございます。いわゆる楽器の教室を実施するというものが主たる目的ではなくて、これを少年少女オーケストラの団員につなげるということでございますので、一定程度、技能を持っている方になると思います。

教 育 長	楽器の持ち方、構え方、弓の使い方、音の出し方だから、本当の初心者が興味持って、やりたいなといったら、それでもウェルカムですか。
教育推進課長	そうですね。主たる人は、できれば演奏できる人に来てほしいというところは承知してございますが、幅広く知っていただくということも、併せて目的となっております。
教 育 長	興味持ってやってみたいなという子どもでも、どうぞと。そこから教えまうということになっている。
古 巻 委 員	またちょっと、こだわるようで申し訳ないのですが。さっき、募集50名とありますが、これは50名が限度ということですか。50名を超えたら、そういうことはないかもしれませんが、100名、200名来た場合の考え方を。要するに、私が心配しているのは、こういう状況下なので、その辺は感染予防ということをしっかりと念頭に置いた上でやらないと意味がないと思いますので。その辺はどうなのでしょうかね。50名で終了にするのか。
教育推進課長	お伺いしている範囲内では、まず、一人ひとりの間隔を1メートル以上開けて実施する上、ソーシャルディスタンスを確保した上で実施するという中で、50名ということでお伺いしてございますが。50名を超えて応募が来るということを想定して切る、切らないの話は伺ってございません。その範囲内で募集が来るだろうというところで、今のところは考えてございます。
古 巻 委 員	そうなったら、そうなったときの対処ですね。 これは、周知徹底というのは、どういう形で広くなされるようになるのでしょうか。
教育推進課長	確認をして、後ほどお伝えいたします。
石 井 委 員	企画書のところに書かれていることとお伺いしたいのですが、江戸川区の所用楽器、ヴィオラ、チェロ、コントラバスとありますが、これはどのぐらいの数、江戸川区は所有しているのでしょうか、それぞれ。
教育推進課長	申し訳ございません。確認してございません。

石 井 委 員	分かりました。確認していただかなくて大丈夫です。分かればということで。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第 6 号議案は原案のとおり決定をいたします。 次に、第 7 号議案、教育管理職の異動についてを審議いたします。この議案は人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議をしたいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	〔賛成者挙手〕
教 育 長	多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴の方の退出をお願いいたします。
	〔傍聴人退室〕
	〔秘密会〕
	〔秘密会終了〕
	〔傍聴人再入室〕
教 育 長	続いて、日程第 3、教育関係事務報告に参ります。 初めに、令和元年度教育委員会事務事業の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、ご説明させていただきます。お手元には、令和元年度事務事業点検・評価報告書の案をお示しさせていただきました。こちらにつきまして、第 46 号議案として、令和 2 年 10 月から 11 月にかけてご審議いただき、議決いただいたものでございます。議決いただいた後、外部評価を実施しておりまして、今回、その外部評価のコメント並びに報告の評価がまとまりましたので、報告をさせていただくものでございます。

初めに、1ページおめくりいただきまして、1ページの下段のほう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋の部分をご覧ください。26条第1項の一番最後のほうでございますが、「結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とございます。教育委員会のほうで確認をいただきまして、決定したものにつきましては、今後、議会に報告するとともに、公表をしていくということで、例年どおり行わせていただくものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。4ページの一番下のところに、学識経験者2名、お示ししてございます。この2名の方から、その上にございますように、外部評価といたしましては、AからCの3段階の評価とコメントをいただいているところでございます。

では、各事業につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、5ページになります。スクールサポートスタッフの配置でございます。こちらは、各学校に教員の庶務的業務をサポートする職員を配置することで教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するという旨の事業でございます。

8ページをご覧くださいますと、内部評価として、5段階評価で5という評価をいただいたところでございます。

こちらにつきましても、学識者意見につきましては、9ページでございます。上段にお示ししているところでございますが、2段落目をご覧ください。「学校現場を取り巻く環境の複雑化・多様化する中で学校に求められる役割の拡大や授業改善への対応が求められる中、教員の長時間労働の改善が課題となっている。こうした中で、4段落目でございますが、この事業、「この投資によって、教員の業務内容が改善されたことは明確であり、子どもと向き合う時間の確保に向けられたことは意義が深い」というようなコメントをいただいた上で、一番最後に、「SDGsの実現に向けて、さらに継続・充実に期待したい」ということで、外部評価Bをいただいております。

下段でございますが、最初に書いてございますように、スクールサポートスタッフの配置は担任の業務の軽減にとって重要でございます。特にコロナ感染防止として、成果が上げられるものと期待しているというご意見をいただきました。併せて、このような制度があることで、大学生が学校に関わる、これも本人の資質向上のために重要であるというご意見をいただいております。外部評価として、A評価をいただいております。

続いて、10ページをご覧ください。小学校への特別支援教室の全校設置でございます。事業目的にございますように、この事業は、発達障害の児童・

生徒に対する支援として、全校に特別支援教室を設置する。また、通級指導学級で行ってきた特別な指導を、児童・生徒が在籍校で受けられるようにするというものでございます。

14ページをご覧くださいと、決定いただきました評価といたしましては、内部評価が4ということで決定いただいたものでございます。

これに対する学識者の意見ということで、15ページに記載がございます。上段の意見でございますが、3段落目をご覧ください。従来の通級学級は、通級学級を置いている学校に子どもが通い、障害克服のための個別指導を受けていたが、この事業によりまして、「子どもが動く」から「教員が動く」へ転換され、児童・生徒の負担の軽減が担保されるよう改善された。専門的な教育を享受できるようになったことは、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」、SDGsの目的にかなったものということで、A評価をいただいております。

下段のコメントにつきましては、3段落目をご覧ください。小学校でも発達障害に苦慮しているということは十分想像される。そういった中で、このような児童については、通級で他の学校で適応指導を受けるよりも、自校で受けるほうがはるかに効果的であり、児童も通級にかかる時間がなく、安心して学級との行き来をすることができるというコメントをいただいております。外部評価として、A評価をいただいております。

続いて、16ページをご覧ください。学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置事業でございます。事業目的にございますように、図書に関する専門家を配置し、豊かな読書活動及び探究的な学びを育む学校づくりを推進する事業でございます。

こちら、21ページをご覧くださいと、内部評価としては、5段階で4という評価をさせていただいたものでございます。

引き続きまして、22ページ、こちらが学識者意見でございます。上段の意見のほうでございますが、2段落目、江戸川区においては、平成26年度から「読書科」の全面実施を行ってきた。この事業については、全国でも例を見ない江戸川区の教育の特色を示すものであるというコメントをいただいております。また、3段落目の頭では、このことは、「学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置」事業の環境条件の整備があってこそであると考えられる。また最後に、江戸川区において、学びの場の環境整備の充実が今後とも充実していけるよう期待しているというご意見をいただきました。評価として、A評価をいただいております。

下段のご意見といたしましては、2段落目、思考力を鍛えるには、読書が

教 育 長 石 井 委 員	一番である。そのためには、低学年のうちから活字に親しませることが必要である。こういったご意見をいただいた上で、４段落目、２２ページの一番下でございますが、このような状況にあって、学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置は学校図書館を活用した授業の実施や生徒の読書量の増加に不可欠である。 また、２３ページ、学識者意見の一番最後のところでございますが、ぜひ江戸川区の児童・生徒の思考力、想像力の向上のために、この事業を継続、発展させていただきたいというご意見をいただきました。外部評価として、Ａをいただいております。 また最後に、４の「おわりに」というところでございます。抜粋させていただきますが、今回、令和元年度に実施した事業の中から３事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価に至りました。しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたっては様々な課題があることも挙げられております。 最後に、今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施策の展開を目指してまいりますという、こういうふうに強調させていただいたところでございます。報告につきましては、以上です。 ありがとうございました。いかがでしょうか。 三つあるのですが、まず一つ目は、フルカラーで作っていただきまして、視覚的にも読みたくなる、そういう種類の報告書に仕上がってきているかなと思います。自分たちで出しているものなのですけどね、好感を持てる報告書になっていると思います。 中身に関しては、私ども、丁寧に作り込んでいったという自負がございまして、それは事務局サイドにお願い申し上げたことなのですけど。丁寧に書くと、見ている側、読んでいる側が分かる。「あ、この人は分かってもらおうとしているな」ということが文章の隅々から読み取れて、それが読み取れると、さらに分かろうとする、評価する側が。そういう相加相乗作用が表れて、結果的に、建設的な意見というのをいただけていると思います。 実際、学識者の意見というのを、ここ１０年分を並べてみると、すごく分かると思うのです。初めのうちは、３行、４行ぐらいだったはずなのですね。それが今年度は、それぞれ半ページを費やしてくださっているということ、それは、こちらの分かってねという気持ちがすごく伝わっているのだろ
-----------------------------	--

	うなというふうに思います。結果として、評価がA方向に集中しているというような、いい流れができていのかと思います。 ここからは提案になるのですが、三つ目でこれが最後です。この評価報告書案というのは、毎年いろいろな事業を出しているのですが、例えば、教育委員会のホームページに行くと、この評価報告書案が昔のも含めて、10年分ぐらい見られるような、そんな場所をつくってもらえまして、これ、評価報告を読むというだけではなくて、どういう事業があるのかというような、そんなことを区民の皆様が知ることでもできて、どういうプロセスになっているのかということまでも分かる。言ってみれば、これは評価してもらうためのものなのですが、これを基に私どもが活動をアピールできるというようなことにもつながるかなと思いますので、お考えいただければ幸いです。
教育推進課長	ご指摘いただいたように、ホームページの掲載について検討してまいります。
石井委員	今年のだけではなくて。過去のも参照できるように。
古巻委員	9ページですが。外部評価のBをしていただいた、東京福祉大学の池田教授の評価ですが、Bの評価というもののポイントというのは、2段落目の学校現場を取り巻く環境の複雑化・多様化する中で学校に求められる役割の拡大や授業改善への対応が求められる中、教員の長時間労働の改善が課題になっているということが、やはり、これから本区としても、一つ課題として考えていかなければならないということですのでよろしいでしょうか。そういう認識でよろしいでしょうか。
教育推進課長	こちら、いただきましたご意見でございますが、学校現場を取り巻く環境の変化というところ、これを課題として認識した上で、この事業について、大変意義深いというようなご意見をいただいております。ただ、教員の長時間労働という課題を解決するにあたっては、さらに継続・充実を期待したいということでございますので、より充実した取組ということを期待するというような意味合いも込めまして、Bの評価をいただいたものと認識してございます。
古巻委員	この問題というのは、江戸川区だけの問題ではなくて、かなり全国レベル、

	あるいは東京都レベルでは、大きな社会問題までいかなくても、非常に教育界の中では大きな問題として取り上げられていると思いますので。やはり、外部評価、外部の先生がご指摘していただいた内容も含めて、慎重にこれは考えていかなければいけない。そしてまた、報道によりますと、今、教員になる人が非常に少なくなっているということもありますので、それがどういう形で今後、響いていくか。あるいは、どういう影響を及ぼしていくかというのは、それは計り知れませんが、その辺のところは、これは慎重にしていかなければいけないのかなということを感じましたので、一言申し上げます。
教 育 長	スクールサポートスタッフの7ページのところで、教員の時間外の表が、折れ線と棒グラフとあります。この最後の令和2年3月は学校が休校になっているのですよね。これは、どこかに何か書き込みはされていますか。すごく成果があったように見えてしまうのではないですか。もしなければ注意書きをした方が誠実ですね。 あと、もう一件。今回からということで、SDGsの関連項目で、できれば多くしたいなというのもあるので、それを8ページなのですが、同じくスクールサポートスタッフのところで、3項目、4番と8番と17番とありまして、例えば、これは、教員の働き方改革、長時間労働ということで、3番の全ての人に健康と福祉というのが、まさに合致するかなと思います。 もう一つ、次の事項ですと、これは14ページにもあるのですが、ここは5項目入っていますけれども。特別支援学級ということで、例えば子どもたちが、これからそういう形で特別支援の巡回指導の中で、しっかり学び、あと、その子たちをしっかりとここで指導するということが、その子どもたちが将来大きくなって働いたときにということにつながっていく。そうすると、8番の働きがいたとかそういうところ、言ってみれば、学校全てそうなんですけど、子どもがしっかり大きくなって、大人になって社会人になって、しっかり働くことができる、そういう人材を育てるということであるとすると、こういうところも挙げてよろしいかなというふうに思いました。 以上です。ぜひ、またご検討いただければ。 どうでしょうか。あと、ほかに。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

教 育 長	次に、教職員の人事についての報告に参ります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕 賛成多数と認めます。これからの会議は秘密会となります。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 〔傍聴人再入室〕
教 育 長	次に、江戸川区立小・中学校の特別支援教室の運営巡回指導マニュアルについて、事務局より説明をお願いいたします。
指 導 室 長	今回、江戸川区立小・中学校における特別支援教室の運営巡回指導マニュアルといったものを作成し、各学校に配付をいたしました。これまでは、特別支援教室の設置にあたり、運営巡回指導のガイドラインといったものを小学校、中学校別に作成しておりましたが、今般、小・中学校における巡回指導のマニュアルという形で統一したものを小・中学校に配付いたしますことで、今後の本区における特別支援教室の運営、また、そこでの巡回指導について、質的向上を図ってまいりたいというものでございます。 それでは、内容につきまして、概要をご説明させていただきます。 1 ページをお開きください。これは、江戸川区における特別支援教育の基本理念と基本目標ということでございまして、それは東京都の教育委員会の特別支援教育の基本理念等々を参酌いたしまして、作成をしております。 2 ページは、それらを体系的に示しているものでございまして、特に、基本理念、基本目標達成のために、その下の太枠にある 4 点、人材づくり、教育内容の充実、組織づくり、施設・設備環境づくりといったものを、このマニュアルでも具体的に示しているものでございます。 12 ページをお開きください。では、具体的に巡回指導の開始と終了とい

うことについてということで、この第3章で各学校に示しております。第1としては、指導の対象となる児童・生徒の決定ということでございますが、これは、あくまでも各学校で設置する校内判定委員会で、特別支援教室での指導の対象となるか否かの、まず校内判定を行うといったものが前提になります。その校内判定を行ったあと、教育委員会で開催される就学支援委員会、そちらに諮りまして、最終の判定を行うといったものでございます。12ページには、その校内判定の流れが書かれてございます。

14ページをご覧ください。こちらに、具体的に校内判定委員会の開催ということで、その流れがそこに示してございますが、最終的に学校では、判定レベルの選定ということで、下段にございますレベル1、2、3、このどれに該当するのかといったことを判断いたします。レベル1は、巡回指導教員や臨床発達心理士等の助言に基づいて、学級担任による指導の工夫により対応が可能であるという場合。レベル2は、校内あるいは校外の人的支援を活用することで、例えば介助員であったり、あるいは学級指導補助員であったり、そういった人的支援を活用することによって対応が可能であるといった場合。そして、レベル3が、特別支援教室での巡回指導が適当であるというふうな判断が出されるというものでございます。

このレベル3という判断をした者について、就学支援委員会のほうに諮ってまいります。それが15ページをご覧ください。レベル3の児童・生徒の場合ということで、まず保護者に説明をし、保護者から巡回指導の利用についての同意と申請をいただいて、就学支援委員会に諮っていくということでございます。

続いて、17ページをご覧ください。その就学支援委員会でございますけれども、年間に複数回、計5回程度、開催されております。その5回の開催に合わせて、各学校から上がってきた特別支援のお子さんについて、それぞれ具体的に判断をいたします。対象となった場合には、巡回指導のほうが始まります。また、対象とはしないけれども、経過観察、保留といったような判断が出た場合には、改めて各学校での検討をし直して、再度、就学支援委員会に図っていくことになります。あるいは、レベル1、レベル2ということで、学校での対応といったことも図ってまいります。

この巡回指導でございますけれども、特に個別指導計画と、今後の子どもの個別の指導計画が大変重要になってまいりまして。さらに、通常の学級に在籍しながら、特別支援教室での指導を受けるということで、通常の学級と特別支援教室との連携を図った個別指導計画が重要であるということになります。

	30ページをお開きください。こちらが通常の学級と特別支援教室の連携を図った、連携型個別指導計画の様式例ということでございますけれども、在籍学級での短期目標、それから、特別支援教室での短期目標や手立、最終的な評価といったものを、それぞれ記入をしながら、連携を図って指導していく。こうした個別の指導計画に基づいて、一人ひとりの困り状況であったり、不得意なことであったり、そういったものを指導を図って、学級集団への適応を図っていくということでございます。特に、特別支援教室での指導につきましては、終了といったものが非常に重要になってまいります。そのためには、このお子さんがどういったことができたか、今回の短期的な目標として、これができるようになることが目標であるといったこと。その目標ができたか、まず一旦、特別支援教室の利用を終了するといったことも、判断ができてまいりますので、こうした明確な目標と、そのための手立といったものを考えていく必要があるというものでございます。 今回、このマニュアルを各学校に改めて送付をいたしまして、学校と、それから教育委員会と連携を図りながら、一人ひとりに応じた適切な指導を図ってまいりたいというふうなことに役立てていきたいというふうに思っております。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	このマニュアルは、区民の方も見られるような状況になるのでしょうか。
指 導 室 長	現時点では、これは学校の運営のためのマニュアルでございますので、特段公開するという予定はございません。
石 井 委 員	この表紙のところで、令和2年12月とあるのですが、今は2月なのですが、この時間のずれというのは、どういうことでしょうか。
指 導 室 長	年末に各学校にお示したところではございますけれども、すみません、こちらに改めて周知したということでのご報告ということでございます。
石 井 委 員	そういうことですね。ありがとうございます。
古 巻 委 員	これはもう、今回初めて作成するというマニュアルということでよろしい

	ですね。
指 導 室 長	これまで導入のガイドラインという形で、同じようなことは示してはございましたが、改めて今回、中学校でも、今年度から特別支援教室が全校配置となったということがございまして、改めて小・中学校全部通したマニュアルという形で整備をしたものです。
古 巻 委 員	ということは、中身と運営とか、そういう問題で改正があった場合は、改訂版がその都度出るのですか。あるいは、年に1回とか。そういうことも視野に入れてということによろしいわけですか。
指 導 室 長	今後、また制度改正等があった場合には、改定いたします。
蓮 沼 委 員	特別支援教室の拠点校とか、地域ごとにあると思うのですけれども。その学校の先生方というのは、担当者、よく理解して一生懸命やっていただいているのだけど、巡回指導していく、受け入れるほうかな。受け入れたほうも、こういうのをしっかり有効活用してもらって、それに目を通さないとか、そういう人はいないとは思いのだけども、しっかりこれを目を通して、理解してもらってやると成果が上がってくると思うので、もうこういうマニュアルがあって、とても役に立つと思うので、ぜひ有効活用してもらって、すぐに手元に置いておくぐらいの形的にやってくれば、江戸川の特別支援が充実していくのかなと、そういうふうに思っています。とてもすばらしい取組かなと思います。
庭 野 委 員	私も、ガイドラインからマニュアルになって、大分詳しくなって、理解しやすいなというふうに思いました。例えば、14ページのところに、校内判定委員会のことが書かれておりまして、先ほど、ご説明もございましたけれども、小学校と中学校で作成する書類がどう違うのかなと思って見ていました。担当の先生がこれを自分で読み込むときのためにも、様式をつけられたらいいのかなと思うのですけども。それは必要ないのでしょうかね。
指 導 室 長	ありがとうございます。様式も併せてつけさせていただきます。ただ、もう既に様式が学校には。
庭 野 委 員	配ってあるのですよね。それは分かるのですけども。

指 導 室 長	様式集として、別に各学校に、もうデータボックスに入っている。
庭 野 委 員	もうあるんですね。でも、先ほどのお話で、どなたも見られるようになるのであれば、見ないと分からないということになりますので。ご検討をよろしくお願いします。
石 井 委 員	先ほど、これは学校宛のものなのだというご説明がありました。本日、事務事業点検評価報告書をみんなで指摘させていただいたわけなのですが、その中に、小学校への特別支援教室の全校設置なんていうことがありまして、かなり関連しているかな、なんていうふうに思いました。 それで、これはお願い事になるのですが、一つには、マニュアルといいましても、かなり厚い内容でして、よくある事柄なのですが、厚いマニュアルだとか、そういうものに関して、1枚ものの概要版なんてつけることが結構あるかなと思うんですね。お手間かもしれないのですが、概要版なるものを作っていただいて、その概要版は、ホームページなんかで参照できるようにしていただけないかな。そうすると、例えば今回の評価報告書で支援教室の全校設置ということは分かるのですが、では、そのほかどうなっているのかなということに関して、もし概要版があれば、それを参照しながら、理解できるかな、なんて思いましたので。ご検討いただければと思います。
古 巻 委 員	例えば、レアなケースとして、特別支援教室にも入れないようなお子さん、年齢的には当然、小学校、中学校に達している。しかし、そういう学校等に入れられないお子さんに対する支援というか、そういうことについては、ここでは触れられないのでしょうか。触れて含んでいるのでしょうか。
指 導 室 長	特別支援教室を利用できないという、例えば、先ほどの校内判定の中でのレベル1、2のお子さんは、特別支援教室の利用には至らないまでも、何らかの困り感を持っているお子さんについては、担任教師の指導の工夫で対応することになります。また、もう一つは、やはり、どうしてもそれは、保護者が利用を申請するものでございますので、校内では、このお子さんは授業を受けるにあたって困り感をお持ちであるというふうに判断できたとしても、保護者の方がそれに同意されない場合は、利用することができなくなります。そういった方については、レベル1、レベル2と同様の学校での対応といったようなことを行っていくということになってまいります。

古 巻 委 員	児童ではなくて、園児というのはどうなのでしょう。園児に対するものというのは、特には触れられないのでしょうか。
指 導 室 長	特別支援教室という制度そのものが、小・中学校ということで
古 巻 委 員	ということだけで決定している。
指 導 室 長	ただし、やはり園にも当然、発達に課題をお持ちのお子さんがいることは事実でございますので、そういったお子さんたちには、園は園として、丁寧に対応してございますし、人的な支援等も行われているということでございます。
古 巻 委 員	分かりました。すみません。
教 育 長	どうでしょう。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、令和３年度以降学校サポート教室の運営について、事務局より説明をお願いいたします。
教育研究所長	今般、令和３年度以降の学校サポート教室の管理・運営についてということで、改めて各学校にお示しをするものでございます。それをご報告させていただきます。 これまでと同様で、基本的には大きく変わっていないのですが、４ページをちょっとお開きください。学校サポート教室の過ごし方という形で、こちらに図で示させていただきました。これをもって各学校や、また利用する児童・生徒、その保護者にも、今後、周知を図ってまいります。何よりも、一番の考え方の転換といたしましては、これまで不登校の状態にあるお子さんが学校復帰を目指して、学校に戻ることを前提とした学校生活というのを体験するとか、そういったものに慣れていくといったような対応から、やはり、その子に合った支援ということで、居場所としての学校サポート教室の在り方といったことに大きく考え方を転換するといったことでございま

す。

例えば、その図で行きますと、右上の服装についてというところですけども、服装については、これまでは基本的に当該校の制服を着てきなさいというふうなことでございましたけれども、今般、服装については自由ですよということにいたしました。これは、まず何よりも学校といった意識ではなく、自分の居場所、心の居場所というような安心していただける場所ということで、行けるお子さんについては、服装は自由で来ていいですよ。例えば、そのお子さんが、制服を着ていたほうが自分の気持ちとしてオン・オフを切り替えられるというのであれば、どうぞ制服を着てきてください、というふうなことで、制服を着てきてはいけないということではなく、あるいは、制服を着てこなければいけないということでもなく、自分で判断して、自由に決めて来てくださいといったようなものでございます。

さらに、左側の中段でございますけれども、この中に、守ってもらいたいことというふうに示させていただきましたが。ここでは、特にこの4番、学校サポート教室でどのように過ごすかは、職員と一緒に相談していく。つまり、自分が学校サポート教室で、要はどういう過ごし方をして、どういうふうに1日充実させていくかといったようなことは、まず自分で決めましょう。しかし、自分で決めるにあたって、そこにいるスタッフとよく相談をしながら決めましょう。学校のように、時間割のようなものが決められていて、それに従って生活するのではなく、自分で自分のペースに合わせた生活リズムをまずつくりましょうといったところでの考え方を浸透させていくといったようなことでございます。

こうした形で、各学校に学校サポート教室の運営の仕方についても示しました。また、学サポを利用するお子さんたち、その保護者の皆さんにもお示しをして、不登校の子どもたちが少しでもつながれるというか、何らかの支援が受けられるといったような形で行きやすい場所、そして居やすい場所と、そのようなものとしての位置づけを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

蓮 沼 委 員

今、室長から説明していただいて、よく分かりました。毎日職員と相談しますと。要するに、私が現役のときなんかは、このサポート教室の居心地がよくなってしまうと、そこで楽しくなって完結してしまって、学校に行きたいという気持ちが薄れてしまうのではないかと、あまり子どもたちの居場所的に良過ぎてしまってもなんていうような意見とか考えもあったけれど、それを全く転換していくということですね。子ども一人ひとりに応じて。

	その中で、学校にちょっと行ってみようかなと、気が向いた子はそれでもいいし、そうではなくて、そこでそういった小集団の中で、自分の自己肯定感とか、学校には行けないけども、そこで完結していてもいいということですね。桑野先生も関わっているのですか。
教育研究所長	今年度、教育研究員として、桑野先生にも来ていただいています。桑野のご指導等もいただきながら、スタッフについては、まとめております。
蓮 沼 委 員	特別支援の先生もそうですね、桑野先生もね。やはり心強いですね。学校現場から、何でも相談に乗ってくれて助かっているという声も聞いているので、ありがたいなと思って。これも、とてもいいことだなと思って。今、室長の話よく分かったので、それもやはり、校長さんとか先生方にもしっかり理解してもらって、そういう気持ちで一緒にやっていかないとはいけませんね。
古 巻 委 員	ちなみに、現在というか、各サポート教室というのは、何人ぐらいいるのでしょうか。また、定員というのはあるのでしょうか。概算で結構。
教育研究所長	6つの学校サポート教室合計で、合算して約200人です。
庭 野 委 員	室長からご説明いただいた4ページのところなのですが。私ども、カラー版のこれを頂いたのですが、これ、一番下に東京シュール学園のことが書いてあるのですが、この冊子の中には、どこかにこのシュール学園のこと、書いていないですかね。
教育研究所長	こちらの解説のほうには、シュール学園については入れてございません。ただ、ここに書かせていただいているとおり、令和2年度から東京シュール学園との包括連携協定を結びまして、あちらは、不登校に特化した特例校でございますので、不登校の子どもたちへの対応のノウハウというようなものをお持ちですので、そういったものを相互に連携を図りながら、本区の教員の対応力とか資質・能力の向上に生かしていきたいというふうに考えております。 年末、12月にシュール学園のほう訪問いたしまして、実際に理事長さん、校長先生ともお話をし、校内も見させていただきました。早速、今後、連携に向けて協力してやっていきたいと思いますというふうなお話いただいていると

	ころでございます。
庭 野 委 員	ありがとうございます。東京シュール学園の入学状況を、前ご報告いただきましたけども、大分まだ定員に余裕があるというふうに、あの時思ったのですけども。保護者の理解もなければいけない、本人の気持ちもそこに行かなければならないということもあるのですけども、ぜひ財産として、江戸川区内にありますので、何とか活用を図れるようになるといいなというふうに思っております。
石 井 委 員	2点ありまして、1点目は、これは、それぞれのご家庭にも知らせておきたいところだと思いますので、うまくホームページに載せていただくのがよいと思うのですが、どうでしょうか。
教育研究所長	こちらのカラー刷りのもの、こちらをベースにリーフレットのよう形にして、各学校宛に配付するべきかなと思ってございます。
石 井 委 員	配付はもちろんいいのですけれども、これからサポート教室が必要になってしまうようなお子さんも出てきてしまうわけなので、そうすると、情報入手するという意味合いで、ホームページに掲載というのもお考えいただければという、そういうことなのですが。そういうお子さんって、すごく集中して物事をできることもあると思うのですよね。ちょっと気になりましたのが、持ち物についてのところをよく見ますと、ケーキですとか、跳び箱なんかがあるのですよね。絵の中に。こういうところもご注意いただいて、「あ、ケーキ持っていったいいのだ」というふうに、「跳び箱持っていかなければいけないの」なんていうふうになってしまうのもあれなので。すみません、よろしくお願いします。
教 育 長	この情報は、ここに通っている方たちに、子どもたちと親御さんに対して手続的な話が多かったりするので、ちょっとその辺は、これそのものというよりも、少しこの中で、本当に何か困っていたり、情報が欲しかったりしているお母さんに本当に必要な情報が届くような、そんな形に少し、選別してもいいかなというふうに思います。
教育研究所長	教育研究所の学校サポート教室という別のリーフレット、こちらで学校サポート教室とはとか、入室の手続・流れをお示しはしてございます。

教 育 長	1日どういうふうに過ごすのか、何かそういったことが分からなかったりすると不安でしょうから、そういうのが分かって、「ああ、行ってみたいな」というふうに思ってもらえるような、何かそういったつくりがいいなと思います。
古 巻 委 員	確認でお伺いしておきたいのですが。各教室に相談員の方は何人ぐらいいらっしゃるって、その相談員という方は、どういう方になっていらっしゃるのか。そしてまた、資格等がなければ、そういう相談員になれないのかと、ちょっと教えていただけますか。
教育研究所長	各学サポでは、職員として、教育系の職員と心理系の職員と置いてございます。教育系は、学校の教員を退職した非常勤教員を配置しております。心理系は、心理の学校を卒業し、今後、臨床心理士等の取得を目指している、あるいは心理士の取得の見込みのある職員、こちらを心理職として配置しております。人数でございますけれども、学サポによって人数の違いはございますが、基本的に、一つの学サポに心理系の職員は2名、それから教育系の職員は2名ないし3名から、多いところで4名、5名ということで配置をしております。
古 巻 委 員	これは、例えば契約とか、職員としての扱いでやっていらっしゃるのですか。
教育研究所長	まず、教育系の職員は東京都の会計年度任用職員。それから、心理系の職員は江戸川区の会計年度任用職員。
古 巻 委 員	分かりました。上限何歳までとか年齢は関係ないのですか。なぜそれを今伺ったかといいますと、かなり現場の子どもたちというのは、言ってみれば、普通にナーバスであり、シリアスであり、いろいろな多様性を持っていらっしゃる。ということは、やはり、それに対応する相談員、もしくは、今おっしゃった心理系の方も含めての資質というのが問われるのではないかなという気がしたので。 だから、サポート教室へ入れてしまえば何となくいいのだみたいな雰囲気になって、それが何か慣れが生じてしまってというようなことがなければもちろん、それはそれで結構なのですけども。そうすると、やはり学校の教員

	と同じように、その人が通ってくる子どもたちにとっては、ある意味では最大の教育環境に、相談員の方がなると思うのですけども。その辺に対する指導性とか、それから適正がどうかということも、評価というか、そういうものは見直すようなことというのはないのでしょうか。
教育研究所長	教育系の職員でございますけれども、そういった学校サポート教室への配置を第一に考えている者。それから、特別支援教室での不登校児童・生徒への対応といったものに、一定程度の経験だったり、あるいは関心、意欲のある者、そういった方々を配置しております。それから、心理の者につきましても、そういった子どもたちへの対応ということで、それを前提に採用してございます。また、1年経ちますと、面談をいたしまして、取組状況などについて評価しております。
古 巻 委 員	所長なりが、その辺の判断をきちんと見定めていくということにもなると。分かりました。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和2年度1月分）について、事務局より説明をお願いいたします。
教育研究所長	それでは、いじめ電話相談（1月分）のご報告でございます。 令和2年度、先月、1月1日から1月31日までのいじめ電話相談の件数は1件でございました。学齢別・男女別では、小学校4年生の男子についての相談でございます。内容は、言葉によるいじめといったもののご相談でございました。
教 育 長	ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
蓮 沼 委 員	その内容ということではないですけども、最近、コロナ関係で感染者とか、小・中学校の中でそういう関係の話とかは特にないですか。

教育研究所長	コロナに関連しての、例えば誹謗中傷であったり、いじめであったりといったことについては、報告は受けてございません。
石 井 委 員	この相談が初めての相談ということになるでしょうか。
教育研究所長	この方のご相談は初めてでございますが、この方の相談内容につきましては、これまでも別途、指導室等にもご相談をいただいていた案件ではございます。
石 井 委 員	ということは、かなり長い期間にわたってしまっているというふうに考えてもよろしいでしょうか。
教育研究所長	期間としてはそうですね。ちょっと複雑化してきてしまっている。
石 井 委 員	その糸口というのは見えつつあるのでしょうか。解決の糸口。
教育研究所長	学校とも相談をしながら、解決していかないといけない問題かなというふうには考えてございます。
石 井 委 員	なるほど。ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和３年第３回教育委員会定例会を終了いたします。
	閉会時刻 午後３時１３分